

屋外広告物

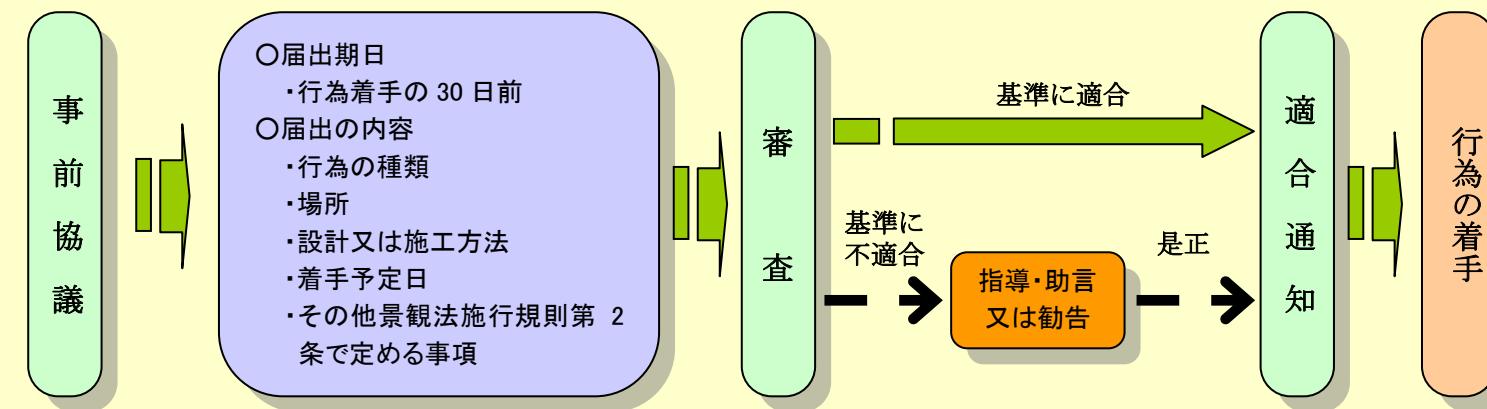
屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為については良好な景観の形成との調和が保たれるよう、必要な制限を行います。

届出対象行為

景観計画区域内で行われる以下の行為を届出対象行為と定めます。

届出対象行為の種別	対象となる規模等
建築物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	1)軒の高さが7mを超えるもの(通常の2階建て住宅の場合は7m未満) 2)延べ面積が500m ² を超えるもの (増築後、当該規模となるものを含む) 3)従前の建物延べ面積の半分以上の修繕、模様替え 4)従前の外壁の垂直投影面積の半分以上の外壁等の色彩の変更
工作物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	1)高さが2.0mを超える擁壁や広告板等の工作物 2)行為後の高さが2.0mを超える工作物 3)当該変更部分にかかる部分が、外観の半分以上の修繕、模様替え 4)変更に係る部分の垂直投影面積が、全体の垂直投影面積の10分の1を超える色彩の変更
開発行為(建築物の増築又は工作物の建設の用に供する目的で行う土地区画形質の変更)	1)開発区域の面積が1,000m ² を超えるもの又は高さが2mを超える法面を生じるもの 注)届出を行う必要のない堆積等についても本景観計画に定める景観形成基準を満たすよう努めるものとする。
屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他の物件の堆積	1)土石の堆積 ・高さ2m又は面積500m ² を超えるもの 2)廃棄物、再生資源その他の堆積 ・高さ2m又は面積100m ² を超えるもの 注)堆積期間が30日を超えて継続しないものは除く
土地の形質の変更	1)土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採、その他の土地の形質の変更 ・行為の面積が1,000m ² を超えるもの
木材の伐採・植栽	1)木材の伐採、植栽で、行為 ・面積が1,000m ² を超えるもの
農地の用途変更	1)農地の用途変更 ・棚田において水田から畑地に変更するもの

届出手順



※建築や開発の計画をお持ちの方は、下記の窓口でご相談ください。

お問い合わせ・ご連絡は下記の窓口です。

○西予市 建設部 建設課 まちデザイン係

〒 797-8501 西予市宇和町卯之町三丁目434番地1

電話:0894-62-1111(代表) 0894-62-6410(直通)

ファックス:0894-62-6571



城川町田穂地区景観計画



西 予 市

景観づくりのコンセプト

～豊かな緑に囲まれた谷間の棚田と営農を継続する集落とを
一体的に保全する景観づくり～

景観づくりの基本方針

1 棚田の石積みや法面の保全と活用

地区の棚田景観や集落景観を特徴付けていたる石積みや法面について、できるだけ保全するとともに、区域の景観づくりに活用します

2 棚田の背景の自然環境の保全

棚田を引き立たせる重要な景観要素であることから尾根筋の森林、樹林地の保全に努めます。

3 農地と集落との一体的景観の形成

棚田は、田植え前の水張り時、田植え直後、緑豊かな出穂期、黄金色の刈り取り期など、一年を通じて様々な風景を提供してくれることから、営農継続を支援することにより地域の景観の維持保全を図ります。

4 都市と農村の交流の活性化

農業体験や農産品の試食会イベントなど、都市住民との活発な交流を進めることにより地区の良好な地域コミュニティの維持を図ります。

景観計画区域

棚田を形成している区域をはじめ、棚田の背景を形成している丘陵地（樹林地）、集落の区域、水源地やため池などを含む区域とし、地目が宅地、田・畠、公共施設等から水平距離約50～100mの範囲とします。



景観形成基準

棚田百選に選ばれた地区として、良好な農業農村景観を維持するための基準を下記のように定めます。

区分		対象となる規模等
建築物	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none">周辺の自然環境や田園景観と調和し、落ち着いてまとまりのある形態・意匠、素材とする。建築物の屋根は、落ち着いた色調の勾配屋根とし、やむを得ない場合でも周辺との調和に配慮する。
	高さ	<ul style="list-style-type: none">周辺の自然環境や田園景観と調和した2階建て以下の中建物となるよう努めること、かつ棚田景観を阻害しない高さとなるように配慮する。
	壁面	<ul style="list-style-type: none">平行方向の長い建築物の場合は、棟を分割又は雁行させるなどの工夫を行うことにより周辺に圧迫感や威圧感を与えないようする。
	色彩	<ul style="list-style-type: none">建築物の屋根や外壁については、周辺の景観と調和する落ち着きのある色彩を基調とすること。
工作物	緑化	<ul style="list-style-type: none">道路に面する場所や敷地内は花木などによる緑化に努めること。
	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none">棚田や集落の石積みの保全に努め、柵・塀を設ける場合、建築物と調和するように形態、意匠を工夫する。周辺の景観との調和に配慮し、圧迫感を与えないよう工夫すること。
	高さ	<ul style="list-style-type: none">周辺の環境に配慮した高さとすること。
	色彩	<ul style="list-style-type: none">周辺の自然景観に対して目立つ色は避け、周辺の景観と調和する色彩を基調とすること。
開発行為(建築物の増築又は工作物の建設の用に供する目的で行う土地地区画形質の変更)	緑化	<ul style="list-style-type: none">道路に面する場所や敷地内は花木などによる緑化に努めること。
	開発行為(建築物の増築又は工作物の建設の用に供する目的で行う土地地区画形質の変更)	<ul style="list-style-type: none">開発後の状況が、周辺の景観と著しく不調和とならないこと。造成等での擁壁や法面は、緑化又は石積み等により周辺の自然環境及び棚田景観との調和に配慮すること。棚田景観の背景となる斜面緑地については、周辺の植生に配慮して緑化に努めること。斜面における土地の形状を変更する場合は、現状の形状を活かすよう配慮するとともに、植栽等による修景に努めること。樹木の伐採は必要最小限にとどめること。
	屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他の物件の堆積	<ul style="list-style-type: none">集積等の面積は必要最小限にとどめ、高さは極力低くするとともに、整然とした堆積とすること。道路や公共の場から容易に望見できない位置とするか、周囲から見えにくいよう遮へいし、周辺の景観に配慮すること。
	屋外広告物	<ul style="list-style-type: none">広告物は、周辺環境に調和した質の高いデザインとなるよう配慮する。広告物の掲出面は、周囲の色彩と調和した落ち着いた色調を基調とする。広告物は建物屋上に設置しないものとする。

景観重要建造物・景観重要樹木

(文化財保護法による重要文化財や天然記念物等に指定されているものは、景観法による指定対象外です。)

景観計画区域内にある景観的に優れた建造物や樹木で、下記の要件を満たすものについては指定し、保全を行います

1 景観重要建造物

地元住民をはじめ市民や観光客に親しまれている建造物で、公共空間から誰もが容易に見ることができ、次の項目に該当する建造物については、所有者の同意の上、景観重要建造物として指定します。

- 1)周辺景観に溶け込み、地区のシンボル的な存在となっているもの
- 2)優れたデザインからなり、景観の重要性が高いもの
- 3)地区の自然、歴史、文化、生活などの視点から、その特性が地区を象徴するもの
- 4)地域に親しまれ、愛されているもの

棚田の石積みについては、今後、所有者等の同意が得られた場合は、景観重要建造物として指定します。

2 景観重要樹木

地元住民をはじめ市民や観光客に親しまれている樹木で、十分な樹高があり樹幹も太く、健康な状態を維持し、公共空間から誰もが容易に見ることができ、次の項目に該当する樹木については、所有者の同意の上、景観重要樹木として指定します。

- 1)周辺地域の景観を特徴づけ、地区のシンボル的な存在となっているもの
- 2)樹高や樹形による姿が特徴的で、良好な景観形成に寄与するもの
- 3)長い間市民に親しまれ、愛され、大切にされてきたもの